

20川市人第479号
平成20年11月1日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

第2期川崎市男女平等推進行動計画について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第8条第2項の規定に基づき、第2期川崎市男女平等推進行動計画の次の事項について諮問します。

（諮問事項）

「第2期川崎市男女平等推進行動計画」における施策の推進に向けた点検、評価の仕組の見直しについて

（理由）

「第2期川崎市男女平等推進行動計画」における男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に向けて、効率的な点検、評価を行うため

市民・こども局人権・男女共同参画室
男女平等推進担当
電話200-2300（内線27221）